



29消セ相第56号

平成29年4月28日

食の安全・監視市民委員会

代表 神山美智子 様

東京都消費生活総合センター

相談課長 浅倉



目のピント調節の機能性表示食品による薬物性肝炎の事例についての公開質問状  
への回答について

平素より、東京都の消費生活行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
2017年4月21日付17FSCW第8号で依頼のあった標記の件について、下記のとおり  
回答いたします。

1、当該の健康被害の相談事例につきまして、厚労省、消費者庁、当該事業者、保健所には  
通知されていますか。

(回答)

東京都消費生活総合センターでは、危害に係る相談を受けた場合には、消費者安全法に  
基づき適切な対応をしています。個別事例の通知の有無につきましては、お答えできませ  
ん。

2、平成15年度の事例で、健康食品によると疑われる肝機能障害が起きた事例では、保健  
所から厚生労働省へ通知され、厚生労働省のホームページで事業者名と商品名と共に公表され  
た事例があります。健康被害の拡大予防のためにも、ぜひ商品名を公表していただけない  
でしょうか。

(回答)

相談事例は相談者から寄せられた相談情報がもととなっており、商品と健康被害の因果  
関係等が立証されておらず、商品名をお答えできません。

以上、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

<連絡先>

東京都消費生活総合センター相談課 浅倉

電話03-3235-4169